

佐野市いじめ防止基本方針（概要）

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

2 いじめの理解

- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こり得るものである。「暴力を伴わないいじめ」であっても、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

3 佐野市の基本理念

- 子どもの豊かな人間性を育み、学校、家庭、地域の連携により、いじめの防止、早期発見、解決に取り組み、子どもの心と生命を守ることを目指す。

4 佐野市のいじめの防止等に関する基本的な考え方

- 市及び教育委員会（以下、「市」という。）は一体となって、学校、家庭、地域、関係機関等と連携を図り、いじめの防止等の対策に取り組む。

(1) いじめの防止

- 学校と家庭、地域が一体となった継続的な取組を推進する。
- 全ての児童生徒に「いじめを起こさない」「いじめは絶対に許さない」「いじめはいじめる側が悪い」ことの理解を促す。

(2) いじめの早期発見

- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的にいじめを認知する。

(3) いじめへの対処

- 学校は、いじめを把握した場合には、組織的に事実確認を行い、いじめを受けた児童生徒を守り通す。
- 市は、学校に対して必要な指導・助言、支援を行う。

(4) 家庭や地域、関係機関等との連携

- 学校は、家庭、地域と連携し、児童生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- 市と学校は、関係機関との適切な連携を図る。

第2章 いじめの防止等のために佐野市が実施する施策

1 佐野市における体制整備

(1) 総合教育会議

- 総合教育会議において、いじめの防止等の対策や緊急の場合に講ずべき措置についての協議並びに調整を行う。

(2) 組織の設置

① 佐野市いじめ問題対策連絡協議会（法第14条第1項関係組織）

- 学校のいじめの現状に対する対策や、いじめの防止等に関する取組を協議するために、「佐野市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

② 佐野市いじめ問題対策委員会（法第14条第3項及び法第28条第1項関係組織）

- 教育委員会からの要請を受け、専門的な見地から協議及び調査を行う「佐野市いじめ問題対策委員会」を設置する。

③ 佐野市いじめ問題再調査委員会（法第30条第2項関係組織）

- 市長は、調査結果に不備があると疑われる場合や、さらに詳細な調査が必要であると認めるとき、「佐野市いじめ問題再調査委員会」によって、再調査を行う。

2 いじめの防止等のための施策

(1) いじめの防止

- 「いじめ防止推進事業」の実施、啓発活動の推進、学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実、道徳教育及び体験活動の充実

(2) いじめの早期発見

- 定期的な調査の実施、いじめ相談体制の整備、教職員向けの研修会の実施、ネットいじめへの対応

(3) いじめへの対処

- 学校への支援体制の整備、学校相互間の連携協力体制の整備、出席停止制度の運用

(4) 家庭や地域、関係機関等との連携

- 佐野市いじめ問題対策連絡協議会の開催、保護者への啓発、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築、警察との連携

(5) その他

- いじめの防止等の対策の推進、学校運営改善の支援

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- 各学校は、基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）

- 学校は、組織的な対応の中核となる組織として、「いじめ対策委員会」を置く。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止 (2) いじめの早期発見 (3) いじめへの対処 (4) 家庭や地域、関係機関等との連携

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と報告

(1) 重大事態の意味

- 「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を「重大事態」としている。（いじめ防止対策推進法第28条第1項）
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

- 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

2 重大事態の調査

(1) 学校による調査

- 学校は、「いじめ対策委員会」において正確な事実確認のための調査を行い、教育委員会に報告する。

(2) 教育委員会による調査

- 教育委員会は、学校から重大事態発生を報告を受けたとき、その事案の調査を行う主体を判断する。
- 調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適切に情報を提供する。
- 保護者が改めて第三者による調査を希望する場合や、専門的見地からの調査が必要な場合は、「佐野市いじめ問題対策委員会」にて調査を実施する。

3 調査結果の提供及び報告

(1) 調査結果の提供

- 教育委員会又は学校は、事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

(2) 調査結果の報告

- 教育委員会は、重大事態に係る調査結果について市長に報告する。

4 市長による再調査及び措置

(1) 再調査

- 教育委員会の調査結果に不備があると疑われる場合や、さらに詳細な調査が必要であると認めるとき、「佐野市いじめ問題再調査委員会」にて再調査を行う。
- 再調査を行った場合、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査の進捗状況及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。
- 再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。

第5章 その他重要事項

1 基本方針の見直し

市は、市基本方針の策定及び改定から3年の経過を目的として、国・県の状況等を勘案して、市基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。